解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年二月五日滋賀県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月一日

滋賀県草津市渋川一丁目三番五号

渋川一丁目二番地区市街地再開発組合

代表清算人　中村　喜和

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年一月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月一日

大阪府泉佐野市高松東一丁目三番五〇号

特定非営利活動法人さこうクラブ

代表清算人　植野　一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月三日開催の社員総会の決議により平成二十一年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月一日

札幌市中央区北四条西四丁目ニューサッポロビル内

社団法人札幌市政調査会

代表清算人　魚住　昌也

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年一月六日栃木県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月一日

栃木県小山市中央町一丁目一番一号

小山市乙女下町土地区画整理組合

代表清算人　野澤　繁

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年一月二十日付東京都告示第五十八号により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月二十四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月一日

東京都江東区扇橋二丁目一〇番九号

グランドステージ住吉マンション建替組合

代表清算人　熊木　登

解散公告（第三回）

当組合は平成二十二年二月三日付兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月一日

神戸市中央区下山手通三丁目一五番一九号

セントラルハイツ三階

中山手地区市街地再開発組合

代表清算人　麦　兆良

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年一月二十四日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年二月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月一日

北九州市小倉北区宇佐町一丁目三番四二―一〇〇三号

社団法人福岡県交通遺児母の会

清算人　中城　武子

配当公告

愛知県大府市長根町二丁目一一九番地

破産者　駒田　重子

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第一二一〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一六一、七九九、二二七円

一、配当することのできる金額

金一六、一二四、一二九円

平成二十二年三月一日

名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号住友商事丸の内ビル六階石原総合法律事務所

破産管財人　清水　綾子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道久遠郡せたな町瀬棚区元浦三二一番地、最後の住所札幌市北区北三九条西五丁目二番八―三〇三号

被相続人　亡　中　勉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月一日

札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル七階黒木法律事務所

相続財産管理人弁護士　坂本　大蔵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県田村郡小野町大字小野新町字品ノ木一九番地、最後の住所仙台市宮城野区高砂二丁目六番地の一大森ハイツ二〇一

被相続人　亡　水野　政文

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月一日

仙台市青葉区本町一丁目九―五　五城ビル五階

相続財産管理人　弁護士　須田　晶子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道美唄市字美唄一九九〇番地、最後の住所宮城県仙台市青葉区双葉ケ丘一丁目二四番一号アルコイリス双葉ケ丘壱番館三〇〇九

被相続人　亡　藤白　由紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月一日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号

マニュライフプレイス千葉六階　伊藤綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　伊藤　義文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

国籍韓国、最後の住所東京都世田谷区上北沢一丁目三一番一二号クランツ一〇一

被相続人　亡　金子薫こと　金　永元

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月一日

東京都港区西新橋一丁目一八番一四号第二須賀ビル五階ねもと法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉田　忠子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区西糀谷二丁目五六二番地、最後の住所東京都大田区西糀谷二丁目一六番九号

被相続人　亡　加藤　信一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月一日

東京都港区虎ノ門一丁目五番六号朝陽ビル三階　相続財産管理人弁護士　鬼丸かおる

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区斎藤分町一三九番地、最後の住所横浜市港南区東永谷一丁目一四番一四号コーポ笠原二〇二号

被相続人　亡　櫻井　晴慶

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年三月一日

横浜市中区本町二丁目一九番地弁護士ビル七階

相続財産管理人　吉川知恵子

第５期決算公告

平成22年３月１日

札幌市白石区流通センター６丁目４番22号

株式会社ＲＪオグラ

代表取締役　山口　利裕

貸借対照表の要旨

（平成21年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,847,322
	固定資産	197,060
	合計	3,044,382
負債及び純資産の部	流動負債	3,332,820
	固定負債	67,248
	株主資本	△356,120
	資本金	100,000
	利益剰余金	△456,120
	その他利益剰余金	△456,120
	（うち当期純利益）	(91,097)
	評価・換算差額等	434
	合計	3,044,382